

氏 名 塚野 晋

登録番号 第 26110051 号

事務所名称 つかの社労士事務所

事務所所在地 京都府京都市中京区木屋町通姉小路上る
恵比須町 540 番地
シティハイツ池亀 3 階 D 号室

所属社会保険労務士会 京都府社会保険労務士会

処分内容 3 か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和 2 年 12 月 17 日から 3 か月)

処分理由 被処分者は、平成 29 年 9 月 15 日付けで委託事業主から受託した厚生労働省管轄の各種助成金申請に係る業務（以下「助成金申請業務」という。）について、同日付けで交わした助成金申請業務委託契約に基づき着手保証金 32 万 4 千円を同年 9 月 26 日付けで委託事業主から受領した。その後、委託事業主は被処分者の携帯電話へ連絡をするも、被処分者は、委託事業主からの連絡にまったく応じず、助成金申請業務を放置しているものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 16 条に違反する行為であり、同法の懲戒処分事由のうち、第 25 条の 3 の「この法律の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。